

『人事・労務』実務の基礎知識10 **安全衛生 その2**

『人事・労務』実務の基礎知識』シリーズ第10回目となる今号は、**職場における安全衛生の取り組み**についてご紹介します。



1. 全国安全週間・全国労働衛生週間

職場における安全衛生活動を推進するうえで重要な位置付けにあるのが、「**全国安全週間**」と「**全国労働衛生週間**」です。

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。一方、全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

	本週間	準備期間	概要
全国安全週間	7月1日～7日	6月1日～30日	<ul style="list-style-type: none"> ●全国安全週間は、昭和3年から毎年実施されており、令和5年で96回目を迎えた。 ●人命尊重という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としている。
全国労働衛生週間	10月1日～7日	9月1日～30日	<ul style="list-style-type: none"> ●全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施されており、令和5年で74回目を迎えた。 ●労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としている。



令和5年度全国労働衛生週間では、労働衛生分野の重点事項として、過労死等の防止を含めた**長時間労働による健康障害の防止対策**や**メンタルヘルス対策**、病気を抱えた労働者の**治療と仕事の両立支援**をサポートする仕組みの整備、**高齢労働者の健康管理**などが挙げられていました。

つきましては、重点事項である長時間労働者への面接指導、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援、転倒災害防止対策について解説します。

2. 長時間労働者への医師による面接指導

長時間労働者に対する医師の面接指導とは、長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、本人に指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

2019年の労働安全衛生法改正により、長時間労働者に対する医師の面接指導は、右表のとおり3段階になっています。

対象者	位置づけ
① 新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務に従事する労働者で、 月100時間 を超える時間外・休日労働を行った者	義務 (本人の申出は関係なし)
② ①を除く労働者で、 月80時間 を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積がある者	義務 (本人が申し出た場合)
③ 時間外・休日労働が 月80時間未満 でも、衛生委員会等で医師の面接指導を行う自主的ルールを設けた場合、その基準に該当する労働者	努力義務

なお、高度プロフェSSIONAL制度適用者で、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた時間について月100時間を超えた者には、医師による面接指導の実施が義務付けられています。

3. メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルスの問題が大きくなっています。令和4年「労働安全衛生調査」によると、過去1年間（令和3年11月1日から令和4年10月31日までの期間）にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた**事業所の割合は13.3%**で、**休業した労働者の割合は0.6%、退職した労働者の割合は0.2%**となっています。

また、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は63.1%で、取り組み内容（複数回答）としては、「**ストレスチェックの実施**」が63.1%と最も多く、次いで「メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施」（53.6%）となっています。



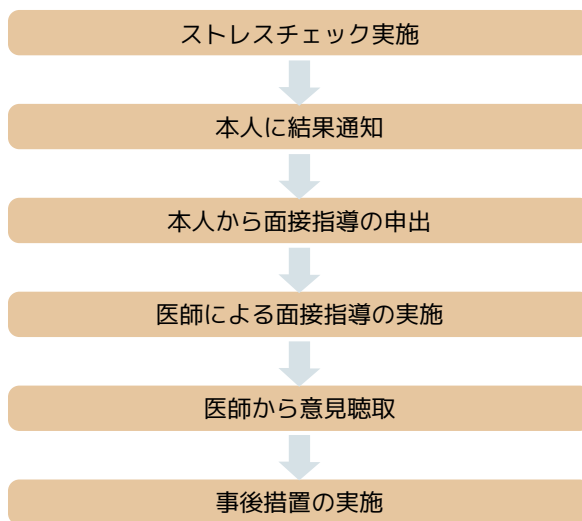
ストレスチェックは、2015年12月から制度化され、**50人以上の事業場では義務**、50人未満の事業場では努力義務となっています。

ストレスチェックの実施から事後処置までの流れは右図の通りです。

ストレスチェック制度が義務化された最初の頃は、ストレスチェックを実施すること自体が目的で、とにかく問題なく実施できればよいという事業者や担当者が多かったのですが、近年は、目的がストレスチェック実施後の**組織分析**および**職場環境改善**に移ってきています。

それに伴い、厚生労働省研究班が作成した57項目からなる「職業性ストレス簡易調査票」だけでなく、組織分析ができる項目をより充実させた「新職業性ストレス簡易調査票（80項目）」や、独自の項目を取り入れた調査票も採用され始めています。

ストレスチェックから事後措置までの流れ



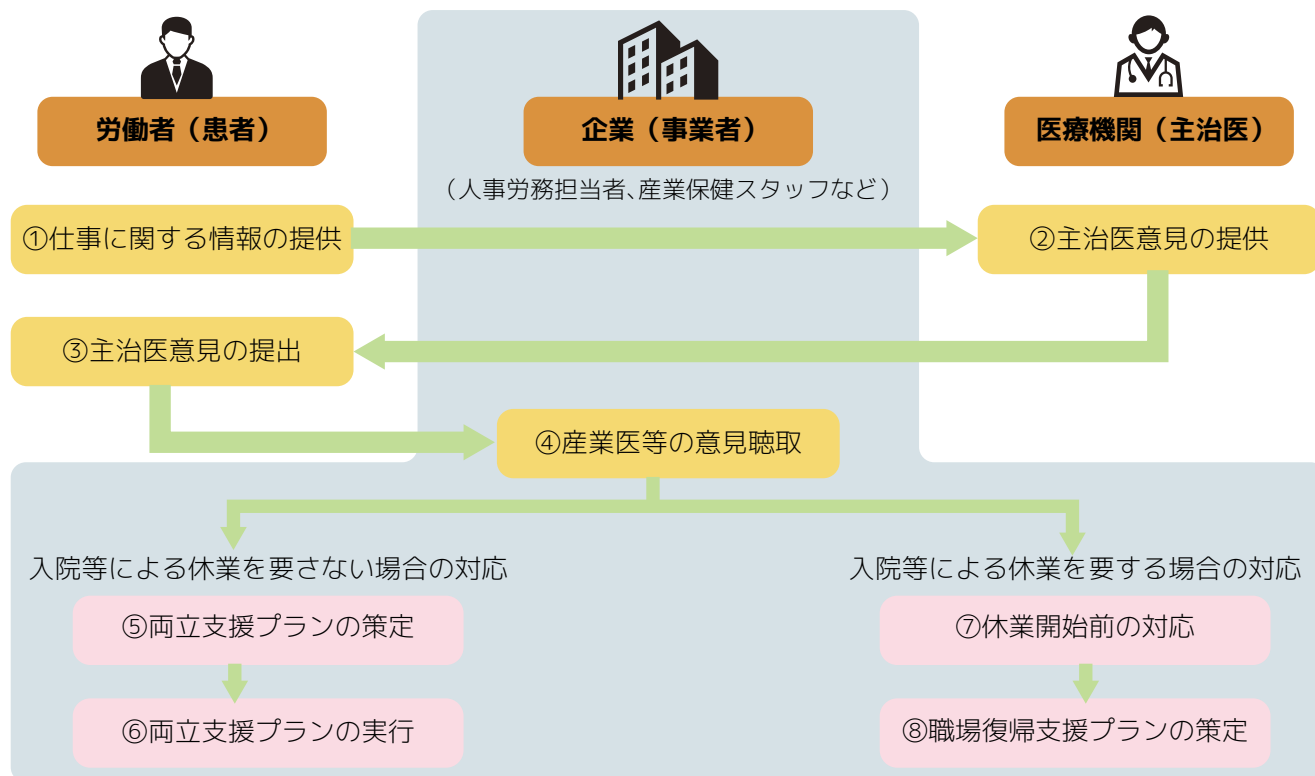
4. 治療と職業生活の両立支援



それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前の通りには働けなくなるケースが出てきます。その場合、治療に専念することになるか、あるいは、治療しながら働くことができるのかはケースバイケースですが、治療しながら働くことを希望する人にとっては、治療と仕事を両立させることができるのかは大きな問題です。

一方、企業には、治療をしながら働きたいという思いがあり、主治医によってそれが可能だと判断された人が働けるような環境の整備が求められています。

治療と仕事の両立支援の流れは、次頁の通りです。



①労働者は、自らの仕事に関する情報について「**勤務情報提供書**」等を作成して主治医に提出します。

②労働者は、主治医から「**主治医意見書**」等により両立支援に必要な以下の情報を提供してもらいます。

- ・症状、治療の状況
- ・退院後 / 通院治療中の就業継続の可否に関する意見
- ・望ましい就業上の措置に関する意見
- ・その他配慮が必要な事項に関する意見

③労働者は、事業者に両立支援を申し出て、主治医から収集した支援に必要な情報を提出します。

④事業者は、産業医等から意見を聴取し、主治医の意見や労働者本人の要望を勘案し、具体的な支援内容について検討します。

⑤事業者は、労働者が治療をしながら就業を継続するための「**両立支援プラン**」を策定します。

⑥事業者は、周囲の同僚や上司等に対して、必要な情報のみを可能な限り開示し、理解を得ながら「**両立支援プラン**」を実行します。

⑦事業者は、休業に関する制度と休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行います。

⑧労働者の疾病が回復し、本人に職場復帰の意思がある場合、主治医による職場復帰可能の診断書の提出を受け、事業者が、職場復帰の判断をするのに必要な情報（産業医面談の実施等）を収集します。そのうえで職場復帰の可否を判断し、「**職場復帰支援プラン**」を策定します。

5. 転倒災害防止対策

働く高齢者が増加するなか、労働災害の発生状況では、60歳以上の死傷災害（休業4日以上）が全体の3割近くを占めるなど、**高齢者の労働災害防止対策**が喫緊の課題となっています。

一方、死傷災害のなかで最も発生件数が多く増加傾向が続いている**転倒災害**は、運動機能が低下する高齢労働者には、特に注意が必要です。高齢労働者が転倒災害を発生させた場合、その災害の程度が重くなる傾向にあり、職場における転倒災害防止対策の徹底を図るため、厚生労働省と労働災害防止団体では、「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開しています。



職場における転倒災害は、大きく3つに分けられ、主な原因は右表の通りです。



	主な原因
滑り	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 床が滑りやすい素材であったこと ✓ 床に水や油が飛散していたこと ✓ ビニールや紙等滑りやすい異物が床に落ちていたこと
つまずき	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 床の凹凸や段差があったこと ✓ 床に荷物や商品が放置されていたこと
踏み外し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業を行っていたこと

また、具体的な事象とその対策を挙げておきますので、転倒災害防止対策の参考にしてください。

- 何も無いところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 - ⇒ 転倒やケガをしにくい身体づくりのための運動プログラムを導入する
- 作業場・通路に放置されたものにつまずいて転倒
 - ⇒ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）を徹底する
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
 - ⇒ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも）危険を確認し、解消する
- こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒
 - ⇒ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する
- コード等につまずいて転倒
 - ⇒ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、遵守を徹底する

ほかにも転倒災害を防ぐためのポイントがあります。「**転倒災害防止のためのチェックシート**」で職場の状況を自主点検し、安全衛生委員会などの場で、どのように改善するかアイデアを出して、話し合みましょう！



転倒災害防止のためのチェックシート

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 通路、階段、出口に物を放置していませんか | <input type="checkbox"/> |
| ② 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか | <input type="checkbox"/> |
| ③ 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか | <input type="checkbox"/> |
| ④ 転倒を予防するための教育を行っていますか | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか | <input type="checkbox"/> |

『人事・労務』実務の基礎知識は、今号をもって終了します。年明けから新しい企画を予定していますので、引き続きどうぞご期待ください。

